

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 租税特別措置法施行令が改正され、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例適用対象から、特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡が除外されたことにより、以下の条項が削除された。</p> <p>（1）政令第20条の2第14項</p> <p>（2）政令第38条の4第24項</p> <p>2 上記の特例適用措置が終了したことに伴い、愛媛県手数料条例別表5中の特定の民間再開発事業認定申請手数料に係る規定も削除する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	